

【ポスター発表】

**戦後障害者福祉における「相談支援」の形成過程研究**

—実践の継承と転換に焦点をあてて—

○ 明治学院大学 中野 敏子 (501)

成田すみれ (社会福祉法人試行会・513)、浅沼太郎 (明治学院大学大学院・4472)、坂元暁子 (明治学院大学大学院・8227)

キーワード：相談支援、知的障害分野、措置から利用契約制度

**1. 研究目的**

本研究は、日本の戦後障害者福祉における「相談支援」の形成過程を明らかにし、今日の政策変動期にある「相談支援」実践に求められるもの導き出そうとするものである。とともに、戦後の障害者福祉の展開に関する補足資料を提示する一助としたい。

「相談支援事業」は、障害者自立支援法(2006年施行)に地域生活支援事業のメニューとして位置づけられ、2012年4月には「地域生活支援事業」の一部改正によって「相談支援事業」の強化が図られることになった(障発0405第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通達)。戦後の障害者福祉制度の展開において、社会福祉サービス利用に伴う「相談」業務、社会福祉士に課せられた「相談援助」、そして、障害者ケアマネジメントの実施は「相談支援(ケアマネジメント)」が冠につく担い手「障害者相談支援従事者」を生み出した。「相談」をめぐる制度的変化を見すえながら、「相談」という実践の足跡を捉え、障害者福祉において「相談」が何を形成してきたか明らかにしたい。

**2. 研究の視点および方法**

「相談支援」を「ケアマネジメント」という手法に限定せず、「相談」という支援のあり方と位置づけ、「措置から利用契約へ」という供給システムの変化を踏まえながら、以下の点に着目する。①障害者福祉制度における「相談」の位置づけの変化の把握、②制度と「相談」実践の変化に実践の「継承と転換」を捉える。③「相談」実践において「障害」の認識のされ方、ソーシャルワークの展開が見えにくいとされてきた知的障害分野に捉える。研究方法は、①1950年以降、障害者自立支援法(2006年)前後までの関連文献資料の収集と分析、②措置制度から利用契約制度への移行期に、知的障害のある人(児含む)への「相談」業務経験のあるソーシャルワーカーへインタビュー調査を実施(2012年8月~2013年3月、スノーボールサンプリング方式、全国4か所で調査協力者10人に半構造的面接実施)。実践の意味合いを丁寧にとらえるために「質的データ分析法」(佐藤2010)\*を援用し、インタビュー内容をオープンコード化・集約コード化から概念カテゴリーを比較検討法により分析した。紙面の制約から分析過程はポスター発表時に提示する。

\*佐藤郁哉(2010)『質的データ分析法』新曜社

### 3. 倫理的配慮

研究にあたっては、所属学部内の研究ルールに基づいて遂行するとともに、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守する。研究計画、実施過程、実施終了後の関連資料の保管について人権保護に留意し、個人情報保護の遵守に努める。具体的には、インタビュー調査にあたり、調査目的、手法、結果の扱い（発表方法など）について、事前に調査協力者に文書にて提示し、同意・協力の意思を確認する手続きを文書にて行っている。

### 4. 研究結果

インタビュー調査の分析結果より、これまでも感触として言われてきた点について、「相談」「相談支援」が制度環境の推移に伴って内実として変化してきていることが明らかになった。とくに、以下の2点が確認できた。

第一は、障害者福祉におけるサービス資源が「施設入所」中心であった時代、それは、奇しくも措置制度時代であるが、そこでは、「相談」とは制度利用のマッチングであり、「使うか、使わないか」の判断が先行するとともに、その判断は利用者側にはない。加えて、注目すべきは、社会福祉資源が乏しい中、「よろず相談」機能が発揮されていた。

第二は、「相談支援（ケアマネジメント）体制」へ移行していく過程で、それまでの「相談」では「気づかなかった」あるいは「できなかった」こととの出会いによって、相談者の目線そして相談方法に変化が見られた。その一例を地域療育等支援事業のコーディネーター実践に捉えることができる。

### 5. 考察

「相談支援（ケアマネジメント）」の以前に「相談」の実践が「価値・方法・スキル」をめぐって継承しているものが明らかになった。それをいかに継承していくことが求められるか、研修など従事者養成、現場におけるスーパービジョンの課題として再確認した。介護保険制度を見すえ「相談支援（ケアマネジメント）」が制度として導入されるまでに、何年にもわたる委員会による検討とモデル研修事業が実施された。その過程で、それまでの「相談」の実践で構築された視点、方法等がどのように統合されたのか否か、それは、今日推進される相談支援事業の「相談」へどのように継承されようとしているであろうか。「相談」という支援を必要とする人にとって「相談」はどのような意味となるか。「相談」は自らの必要性への充足力があるか否かが重要であり、「相談」をめぐる制度変化がそのことを抜きに推進されたとしたらその存在意義はないといえよう。「相談」は「サービス調整」だけではない。「相談にならない相談（サービスを使わない相談）」から、その人の生き方と生活を総体として捉えて、初めて「相談」が生まれることの継承の意義があろう。

なお、本研究報告は平成24年度科学研究費助成事業基盤研究（C）「戦後障害者福祉における『相談支援』形成過程研究」（課題番号24530739）の成果の一部である。